

# 預金債権の相続に関する大法廷決定と賃料債権の相続

松 本 研 二

## 要約 (Abstract)

判例上、相続開始から遺産分割までの間に共同相続された不動産から生じた賃料債権は、不動産の遺産分割の影響を受けず、相続分に応じて相続人に分割帰属する。しかし判例の考え方には、各相続人からの個別の請求に応じなければならない賃借人の負担が大きい等の問題がある。近時最高裁は、共同相続された預金債権は分割債権とならず、相続人の合意なくとも遺産分割の対象となるとの判断を示した。最高裁の判断からは、額面をもって実価と同視できる債権や、分割債権となることにより債務者に過大な負担がかかる債権もまた、遺産分割の対象とすべきと考えられる。また補足意見は、本来相続財産でない相続開始後に入金された預金についても、遺産分割の対象に含めるべきとする。遺産分割までの間に生じた賃料債権は、これらの要素を満たすことから、遺産分割の対象とすべきと考えられる。

## キーワード (Keywords)

相続、遺産分割、金銭債権、賃料債権、預金債権、分割債権、準共有

## I はじめに (Introduction)

被相続人が死亡すると、相続人は相続開始時より被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。相続人が数人あるときは、相続財産はその共有に属するが、これまで裁判例は、金銭債権については、相続分に応じた分割債権として各相続人に属し、当然には遺産分割の対象とならないとしてきた。これにより各相続人は、遺産分割の影響を受けることなく、債務者に対して個別に権利を行使できることとなる。金銭債権が相続により分割債権となることを最高裁が明らかにしたのは、損害賠償債権<sup>1</sup>についてであったが（昭和 29 年判決）、その後最高裁は、預金債権<sup>2</sup>についても分割債権となると判示した（平成 16 年判決）。さらに最高裁は、相続開始から遺産分割までの間に共同相続した不動産から生じた賃料債権が、遺産分割に伴う不動産所有権の帰趨にかかわらず、相続分に応じて相続人に分割して帰属することを示した（平成 17 年判決）<sup>3</sup>。

平成 17 年判決の概要は、以下の通りである。

X は、死亡した A の妻で、法定相続分は 1/2、Y、B、C、D は A の子で、法定相続分は各 1/8 である。A の遺産には複数の賃貸不動産があったが、相続人全員で共同口座を開設して家賃をプールし、遺産分割により各不動産の帰属が決まった時点で精算を行うと合意した。大阪高裁の決定により不動産の帰属が確定したが、それまでに共同口座に 2 億円強が貯まっていた。

X は、各不動産から生じた賃料債権は、相続開始の時にさかのぼって、遺産分割決定によ

1 最判昭 29.4.8 民集 8 卷 4 号 819 頁。

2 最判平 16.4.20 家月 56 卷 10 号 48 頁。

3 最判平 17.9.8 民集 59 卷 7 号 1931 頁。

り各不動産を取得した各相続人にそれぞれ帰属するものとして分配額を算定すべきであると主張し、Yらは、各不動産から生じた賃料債権は、遺産分割決定確定の日までは法定相続分に従って各相続人に帰属し、遺産分割決定確定の日の翌日から各不動産を取得した各相続人に帰属するものとして分配額を算定すべきであると主張した。Xの主張によれば、Xへの家賃の分配額は2億円弱となるのに対し、Yらの主張によれば、Xへの家賃の分配額は1億円強となる。

その後全相続人の合意により、共同口座を解約し、争いのない部分について分配した後、争いのある部分についてはYが保管し、その帰属は訴訟で確定させることとなった。XはYに対し、争いのある部分9千万円弱の返還を求めて提訴した。

原々審<sup>4</sup>、原審<sup>5</sup>とも、Xが勝訴したため、Y上告。最高裁は以下の通り判示し、破棄差戻し。「遺産は、相続人が数人あるときは、相続開始から遺産分割までの間、共同相続人の共有に属するものであるから、この間に遺産である賃貸不動産を使用管理した結果生ずる金銭債権たる賃料債権は、遺産とは別個の財産というべきであって、各共同相続人がその相続分に応じて分割単独債権として確定的に取得するものと解するのが相当である。遺産分割は、相続開始の時にさかのぼってその効力を生ずるものであるが、各共同相続人がその相続分に応じて分割単独債権として確定的に取得した上記賃料債権の帰属は、後にされた遺産分割の影響を受けないものというべきである。したがって、相続開始から本件遺産分割決定が確定するまでの間に本件各不動産から生じた賃料債権は、被上告人及び上告人らがその相続分に応じて分割単独債権として取得したものであり、本件口座の残金は、これを前提として清算されるべきである。」

賃料は、不動産を元物とする法定果実である。不動産は、遺産分割を経てはじめて各相続人への帰属が決定する。共同相続における賃料債権は、相続開始前に発生したものと相続開始後に発生したものとに分けることができるが、前者については、昭和29年判決より分割債権と解される。これに対して後者については、遺産は相続開始時に被相続人に帰属していた財産であり、遺産からの果実は、相続開始時に存在していない以上、遺産と別個の財産とみることができる<sup>6</sup>。

平成17年判決に関する先行研究のうち、調査官による解説によれば<sup>7</sup>、遺産分割の効力は、相続開始に遡るが、民法909条但書や相続人間の担保責任（民法911～913条）の規定により、非遡及効を認めたのとほとんど変わらず、遺産共有の事実までを否定するものではない。また遺産分割前の時点において遺産から生じた果実は、相続開始によって遺産共有となった財産を使用収益して收取されるため、遺産とは別個の共同相続人の共有財産となる。そうすると賃貸不動産の果実である賃料は、分割債権であるから、民法427条により当然に分割され、法定相続分に応じて分割債権となり、このように考えることが過去の判例に整合的である。

最高裁は、遺産分割の効果を「相続人が相続によりいったん取得した権利につき分割時に新たな変更を生じると実質上異ならない」としたこと<sup>8</sup>から、民法909条は、不動産の法定果実としての賃料が遺産分割によって当該不動産を取得した者に帰属するという決定的な根拠と

4 大阪地判平 15.9.26 民集 59 卷 7 号 1940 頁。

5 大阪高判平 16.4.9 民集 59 卷 7 号 1946 頁。

6 松原正明 [判批] 判タ 1245 号 137 頁。

7 松並重雄 [判批] ジュリ 1322 号 157 頁。

8 最判昭 46.1.26 民集 25 卷 1 号 90 頁。

なりえない<sup>9</sup>。平成 17 年判決は、原審同様、法定果実自体は遺産でないことを前提としつつ、法定果実である賃料債権がいつ誰に帰属するかについて、原審と結論を異にした。最高裁の判断により、相続開始後の賃料の帰属は、遺産相続の結果を待つことなく、原審より早期に確定されることとなる<sup>10,11</sup>。

なお共同相続された賃料債権を分割債権とすることは、賃借人により賃料が金融機関の口座に振り込まれ、金融機関に対する預金債権に転化した場合<sup>12</sup>、共同相続された預金債権を分割債権とした平成 16 年判決の判断と、平仄が合う。

しかし平成 17 年判決には、以下の問題が指摘されている。

第 1 に、各相続人からの賃料の個別の請求に応じなければならない賃借人の負担が大きくなる。賃借人は、誰が相続人でどのくらいの相続分があるかがわかりにくく、債権の準占有者に対する弁済がどのくらい認められるかも不明である<sup>13</sup>。

第 2 に、遺産上に存在していた第三者との法律関係（賃貸借）の帰趨と無関係に賃料債権を分割してよいかという問題がある<sup>14,15,16</sup>。

第 3 に、遺産の価値と密接に関連する収益の帰属について、元物たる遺産と切り離してよいのかという問題がある<sup>17</sup>。

## II 分析のフレームワーク (Framework for analysis)

すでに述べた通り、最高裁は、金銭債権が相続により分割債権となることを明らかにした。しかし金融実務は、最高裁の判断どおりに、相続人の求めに応じて法定相続分の預金の払戻しを行ってきたわけではなかった。遺言によって預金債権の帰属が定められていたり、別に相続人間の合意により預金債権が遺産分割の対象となり、法定相続分と異なる割合での分割が定められていたりする可能性があるからである。金融機関は、相続人全員による合意書面を徴求する等により、過誤払いのリスクの低減を図ってきた。

9 高橋眞 [判批] NBL819 号 5 頁。

10 渡辺隆生 [判批] 金法 1753 号 5 頁。

11 相続開始後に生じた果実が遺産分割の対象となるかについて、学説は、①果実を遺産と同視して、遺産分割の対象とするとする積極説、②遺産分割の対象となりえないとする消極説、③共同相続人全員の合意があれば、遺産分割の対象とするとする合意説、④果実の性質によって遺産分割の対象とするとする選別説に分かれる。現在の家裁実務は、合意説に立つ。平成 17 年判決は、相続不動産の果実としての賃料の最終的な帰属について、共同相続人の合意がない場合の判断である。学説の状況については、松原・前掲注 (6) 137 頁参照。

12 名古屋地判 16.6.18 金商 1210 号 27 頁は、賃料支払方法が銀行口座への振込であれば、当該口座へ入金した段階で賃料債権は消滅し、預金返還請求権は賃借人とは無関係となると判示した。

13 水野謙 [判批] 法教 411 号 128 頁。

14 田中淳子 [判批] 法時 78 巻 6 号 106 頁。

15 本山敦 [判批] 判タ 1211 号 40 頁は、被相続人の生前に開始され、死後も継続する賃貸借契約上の権利義務のうち、賃料だけを取り出して分断・解体することを疑問視する。

16 既出名古屋地判平 16.6.18 金商 1210 号 27 頁は、「相続開始後の遺産から生じる賃料債権については、賃料債権が分割債権であるとする、賃借人は各共同相続人毎に、各共同相続人にその相続分に応じて、支払わねばならないこととなる等賃借人との間の法律関係が複雑になること等の理由からして、不可分債権と解される」と判示した。もっとも不可分債権とすると、共同相続人の 1 人が賃借人に全額請求できるという問題がある。

17 田中・前掲注 (14) 107 頁。

さらに重要な問題は、預金債権を遺産分割の対象から外すと、一部の相続人が特別受益を得ていた場合等で相続人間の不公平が生じることである。

このように分割債権の相続については、さまざまな問題点が認められることから、法制審議会の民法（相続関係）部会は、平成 28 年 6 月に「民法（相続関係）等の改正に関する中間試案」（以下、本稿では「中間試案」と呼ぶ）を取りまとめ、分割債権<sup>18</sup>を遺産分割の対象とする方向を示した。

近時最高裁は、共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権がいずれも相続開始と同時に当然に分割されることなく、遺産分割の対象となるとの判断を示し（平成 28 年決定）<sup>19</sup>、平成 16 年判決の判断を変更した。平成 28 年決定は、金融実務に沿うものであるが、相続により金銭債権一般が分割債権となとした昭和 29 年判決を変更したわけではない。預金債権以外の金銭債権の相続に与える影響については、平成 28 年決定における論拠に照らして、判断する必要がある。

本稿は、平成 28 年決定に至るまでの金銭債権の相続にかかる最高裁の判断の変遷を通じて、賃料債権の相続にかかる平成 17 年判決が抱える問題点について、解決を試みるものである。

### III 分析 (Analysis)

#### 1. 平成 28 年決定までの裁判例の変遷

(1) 金銭債権（賃料債権を除く）の相続にかかる裁判例の推移

昭和 29 年判決は、不法行為（立木の超過伐採）に伴う損害賠償債権につき、相続人が相続分に応じ分割して弁済を受けうることを示したが、金銭債権を相続した場合に分割債権となることを示したリーディングケースである。

平成 16 年判決は、無効な遺言により全財産を取得した被告相続人に対し、原告相続人が相続分に応じた不動産持分の移転登記請求と貯金の不当利得分の返還を求めた事案であったが、後者について、昭和 29 年判決を引用した後、「共同相続人の 1 人が、相続財産中の分割債権につき、法律上の権限なく自己の債権となった分以外の債権を行使した場合には、当該権利行使は、当該債権を取得した他の共同相続人の財産に対する侵害となるから、その侵害を受けた共同相続人は、その侵害をした共同相続人に対して不法行為に基づく損害賠償又は不当利得の返還を求めることができるものというべきである。」と判示した。昭和 29 年判決については、債務者との関係では分割債権であるが、共同相続人間ではなお遺産分割に服するとみる見解が存在したが<sup>20</sup>、平成 16 年判決により、相続人間でも分割債権となることが示された<sup>21</sup>。

平成 16 年判決以降、預貯金債権の相続に関する裁判所の判断が続いたが、まずは預貯金債権が相続により分割債権となっても、合意によって遺産分割の対象となることが示されたことが指摘できる<sup>22</sup>。

その後最高裁は、共同相続人の 1 人が、預金債権の一部を相続するのと別に、共同相続人に

18 中間試案では、用語として「可分債権」を用いるが、本稿では「分割債権」に統一する。

19 最決平 28.12.19 金商 1508 号 10 頁。

20 右近健男 [判批] 私法判例リマークス 7 号 73 頁。二宮周平 [判批] 法時 75 卷 12 号 71 頁。

21 松尾知子 [判批] 民商 132 卷 1 号 68 頁。赤松秀岳 [判批] 法時 77 卷 4 号 96 頁。

22 東京高決平 14.2.15 家月 54 卷 8 号 36 頁、高松地判平 18.6.16 判時 2015 号 60 頁、京都地判平 20.4.24 裁判所ウェブサイト。

帰属する預金契約上の地位にもとづき、被相続人の預金口座について、保存行為として単独で開示を請求できるとした<sup>23</sup>。この判決では、預金債権が単なる金銭債権でないことを示した点<sup>24</sup>とともに、死亡が委任の終了事由とならないとした点<sup>25</sup>が大きい。

次いで最高裁は、権利の性質を詳細に検討して少しずつ遺産分割の対象財産に含まれる権利を広げてきた<sup>26</sup>。第1に、定額郵便貯金債権について、事務の定型化、簡素化のために、据置期間、分割払戻しの拒否、預入金額の限定といった制限を設けている点に鑑み、相続により分割されるとすると、事務の定型化、簡素化の趣旨に反することから、相続開始と同時に相続分に応じて分割されることはない<sup>27</sup>。第2に、共同相続された投資信託受益権は、金銭支払請求権の他、委託者に対する監督的権能を有する権利があることにより、個人向け国債は、一定額をもって権利が定められ、1単位未満での権利行使が予定されていないことにより、ともに相続開始と同時に相続分に応じて分割されることはない<sup>28</sup>。第3に、共同相続された委託者指図型投資信託の受益権につき、相続開始後に発生した元本償還金または収益分配金が預り金として販売会社の被相続人名義の口座に入金された事案について、信託契約にもとづく受益権であることを理由に、預り金返還債権は当然に相続分に応じて分割されることはない<sup>29</sup>。このように最高裁は、金銭債権であっても、法令上分割が制限されていたり、不可分の性質を持つ権利が含まれていたりする場合は、当然に可分とはしなかった<sup>30</sup>。

## (2) 金銭債権の相続をめぐる2つの考え方

相続開始により、相続財産は相続人の共有となるが、債権は民法264条本文により相続人の準共有となるところ、同但書にいう「特別の定め」が適用され、準共有が排除される余地が生じる。

1つの考え方は、「特別の定め」として民法427条が適用されるとするものであり、相続債権は分割債権となって、準共有が解消される。(分割債権説)

もう1つの考え方は、「特別の定め」として民法898条や906条等の相続法が適用されるとするものであり、相続債権は分割されることなく、準共有状態が維持され、当然に遺産分割の対象となる。(準共有説)<sup>31</sup>。

分割債権となると、もはや(準)共有でなくなる以上、遺産分割の対象とならないとするのが、昭和29年判決や平成16年判決の論理的帰結と考えられる<sup>32</sup>。しかし分割債権にあたるかどうかと遺産分割の対象となるかどうかは、直結しない<sup>33</sup>。裁判実務では、共同相続によって分割債権となった金銭債権は、合意によって遺産分割の対象とされている(既出東京高判平14.2.15家月54巻8号36頁等)。ただし合意がなければ分割債権は遺産分割の対象とはならな

23 最判平16.4.20判時1859号61頁。

24 藤原正則〔判批〕金法2065号10頁。

25 浅田=平松=圓道〔判批〕金法2063号10頁。

26 平成28年決定岡部裁判官補足意見。

27 最判平22.10.8民集64巻7号1719頁。

28 最判平26.2.25民集68巻2号173頁。

29 最判平26.12.12判時2251号35頁。

30 潮見佳男〔判批〕金法2001号7頁。

31 これら現在の有力な学説の他に、合有説、不分割債権説がある。各学説については、松原正明「遺産分割における可分債権の扱い」ジュリ1491号16頁参照。

32 齋藤毅〔判批〕ジュリ1503号77頁。

33 山田誠一〔判批〕法協104巻6号981頁。



いとするのも、問題がある。合理的な相続人は、遺産分割の結果自己に不利になる場合には、合意しないと考えられるからである<sup>34</sup>。

さらに重要なのは、相続財産が分割債権のみであった場合、遺産分割の対象としないと、特別受益や寄与分が考慮されないことにより、相続人間に著しい不公平が生じることである。相続人の合意の有無にかかわらず分割債権を遺産分割の対象とすべき、実務上の要請である。

ところで預貯金債権には遺産分割の対象となるものがあることを示した裁判例（既出最判平22.10.8民集64巻7号1719頁等）は、それらが分割債権でないことを述べている。したがって裁判所は、金銭債権の相続について、分割債権説と準共有説のいずれか一方を支持したのではなく、分割債権説に軸足を置きつつも、債権の性質によって準共有説的に判断したと考えることができよう。

### (3) 実務の対応

家庭裁判所の遺産分割調停では、判例上分割債権とされてきた預金債権について、相続人より遺産分割の対象としないとの積極的な申出がなければ、分割の対象として手続きを進めてきた<sup>35</sup>。家庭裁判所は、遺産分割の対象とすることへの同意を確認することもなく、判例の立場は貫徹されていなかった<sup>36</sup>。一方、遺産分割審判においては、昭和29年判決、平成16年判決を踏まえ、預貯金債権は、相続人間の合意がなければ、遺産分割の対象とはしなかった<sup>37</sup>。

金融機関の実務では、預金債権が遺言の対象となっている可能性があること、別途相続人間で預金債権を含めた遺産分割協議がなされている可能性があること等のリスクに鑑み、相続人からの法定相続分の相続預金の払戻しには、相続人全員の同意ない限り、原則として応じなかった。ただし相続人からの預金の払戻請求を拒否したことに不法行為責任が認められた裁判例<sup>38</sup>があることから、金融機関によっては、相続人全員の同意が確認できなくても、①他の相続人への通知、当該相続人からの金融機関に迷惑かけない旨の念書の徴求、紛争の兆候ないことの確認等の手続きを履践する、②リスクの大きさに鑑み一定金額に区切る等のルールを設け、払戻しに応じる例もみられる<sup>39</sup>。実際、一部相続人による払戻請求は、葬儀費用の支払い等を除けば、遺産分割に対立がある場合が多く<sup>40</sup>、金融機関は、相続人間の争いに巻き込まれないために払戻しに慎重にならざるを得ないが、請求に応じなければ、訴えられるリスクを負うのである<sup>41</sup>。

### (4) 民法（相続関係）における審議

法制審議会の民法（相続関係）部会では、平成27年4月から相続法制の見直しに関する審議が行われている。平成28年6月21日の第13会議でまとめられた中間試案の「第2 遺産分割に関する見直し」では、①配偶者の相続分の見直し、②分割債権の遺産分割における取扱、③一部分割の要件および残余の遺産分割における規律の明確化等の3つについて考え方が

34 窪田充見「金銭債務と金銭債権の共同相続」論究ジュリ10号119頁。

35 片岡＝菅野『家庭裁判所における遺産分割・遺留分の実務』139頁（日本加除出版、新版、2013）。

36 久保井＝黒田＝細川＝藤永〔判批〕金法2061号21頁。

37 片岡＝山城＝敷間＝バヒス balan＝田野倉＝秋枝「相続預貯金の遺産分割に関する家裁実務―最大決平28.12.19を受けて―」金法2065号16頁。

38 大阪高判平26.3.20金法2026号83頁。

39 笹川豪介〔判批〕金法2059号6頁。

40 佐藤亮〔判批〕銀行法務21 810号12頁。

41 両部美勝〔判批〕金法2058号25頁。

提示されたが、②については、昭和 29 年判決で分割債権を遺産分割の対象に含めないことによる相続人間の実質的不公平に対応し、預貯金等の分割債権を遺産分割の対象とする方向が示された<sup>42</sup>。

中間試案策定に向けた審議では、金銭債権には存否や金額について明確なもの（預金債権、売買代金債権等）と不明確なもの（不法行為にもとづく損害賠償請求権、不当利得返還請求権等）があることが指摘され、後者については遺産分割の対象とすべきでないとされた<sup>43</sup>。

②については、甲案と乙案が提示されたが、以下の点で両案は共通する。

- 預貯金債権等の分割債権を遺産分割の対象に含め、具体的相続分算定の際には、分割債権の相続開始時の金額を相続財産の額に含める。
  - 相続開始後遺産分割終了までに分割債権の弁済を受けた相続人は、弁済を受けた額を具体的相続分から控除する。
  - 相続人が遺産分割前に弁済を受けた額が具体的相続分を超過する場合は、遺産分割時に超過分を支払う。
  - 相続人が遺産分割により法定相続分を超える割合の分割債権を取得した場合は、対抗要件を備えなければ、法定相続分を超える部分の取得を債務者その他の第三者に対抗できない。
- 両案が異なるのは、以下の点である。
- 甲案は、相続の開始により分割債権は法定相続分に応じて分割継承され、各相続人は、原則として、遺産分割前でも分割した債権を行使できるとする。
  - 乙案は、相続人は、遺産分割が終了するまでの間は、相続人全員の同意がある場合を除き、原則として、分割債権を行使できないとする。

両案の各問題として、甲案については、預金債権には、発生原因に応じて、分割され払戻し可能な部分と、分割されず払い戻すことにより金融機関が二重払いリスクを負う部分（共同相続された投資信託受益権について、相続開始後に発生し、預金に入金された元本償還金、収益分配金等）があるが、両者は分別管理できないことが指摘された<sup>44</sup>。乙案については、遺産分割までの間に債権の行使が制限されることにより、生活に困窮する相続人が生じ、遺産分割協議を引き延ばすことで、自己に有利な協議の成立や被相続人の死期迫った時点での預金引き出しの動機となることが懸念された<sup>45</sup>。

中間試案公表後のパブリックコメントでは、分割債権を遺産分割の対象とすることへの反対は少なかったものの、貸金債権、不法行為にもとづく損害賠償請求権、不当利得返還請求権は、遺産分割の対象とすべきではないとの意見が多かった。甲案に賛成する理由としては、相続人の資金需要への対応、仮払い制度の困難さが挙げられた。乙案に賛成する理由としては、処理の簡明さが挙げられ、甲案の問題点として、遺産分割前に分割債権を行使した相続人の無資力リスクを他の相続人が負担すること、遺産分割前の不当な分割債権の行使を制限するための仮処分における具体的相続分の疎明が困難であることが指摘された<sup>46</sup>。

42 商事法務『民法（相続関係）等の改正に関する中間試案』別冊 NBL157 号 2 頁。

43 法制審議会民法（相続関係）部会第 5 回会議資料 5・2 頁。

44 法制審議会民法（相続関係）部会第 9 回会議提出資料・浅田隆「分割債権の取扱い（相続預金）等に関する意見」7 頁。

45 法制審議会民法（相続関係）部会・前掲注（44）4 頁。

46 法制審議会民法（相続関係）部会第 14 回会議資料 14・7 頁。

## 2. 平成 28 年決定

### (1) 事案の概要

X は、被相続人 A の弟の子で A の養子である。Y は、A と養子縁組した B (A の妹ですてに死亡) の子である。A の法定相続人は、X と Y のみで、法定相続分はともに 1/2 となる。

A は、不動産 258 万 1995 円の他、預貯金債権 (普通預金 259 万 6941 円、外貨普通預金 36 万 4600.62 ドル、通常貯金 762 円、定期貯金 3 万円) を有し、X と Y の間には、預貯金債権を遺産分割の対象にする合意はない。

B は A より約 5500 万円の贈与を受けており、Y が得た特別受益に該当する。

X が Y を相手方として、遺産分割審判を求めたところ、原々審<sup>47</sup>、原審<sup>48</sup>とも、預貯金は相続開始と同時に相続人が相続分に応じて分割取得し、相続人全員の合意がない限り遺産分割の対象とならないとした。審判の結果、X が取得するのは不動産にとどまった。

X が抗告許可の申立てをしたところ、原審が許可。

### (2) 決定要旨

破棄差戻し。

「遺産分割の仕組みは、被相続人の権利義務の承継に当たり共同相続人間の実質的公平を図ることを旨とするものであることから、一般的には、遺産分割においては被相続人の財産をできる限り幅広く対象とすることが望ましく、また、遺産分割手続を行う実務上の観点からは、現金のように、評価についての不確定要素が少なく、具体的な遺産分割の方法を定めるに当たっての調整に資する財産を遺産分割の対象とすることに対する要請も広く存在することがうかがわれる。」

「具体的な遺産分割の方法を定めるに当たっての調整に資する財産であるという点においては、本件で問題とされている預貯金が現金に近いものとして想起される。預貯金契約は、消費寄託の性質を有するものであるが、預貯金契約に基づいて金融機関の処理すべき事務には、預貯金の返還だけでなく、振込入金を受入れ、各種料金の自動支払、定期預金の自動継続処理等、委任事務ないし準委任事務の性質を有するものも多く含まれている (最高裁平成 19 年 (受) 第 1919 号同 21 年 1 月 22 日第一小法廷判決・民集 63 卷 1 号 228 頁参照)。そして、これを前提として、普通預金口座等が賃金や各種年金給付等の受領のために一般的に利用されるほか、公共料金やクレジットカード等の支払のための口座振替が広く利用され、定期預金等についても総合口座取引において当座貸越の担保とされるなど、預貯金は決済手段としての性格を強めてきている。また、一般的な預貯金については、預金保険等によって一定額の元本及びこれに対応する利息の支払が担保されている上 (預金保険法第 3 章第 3 節等)、その払戻手続は簡易であって、金融機関が預金者に対して預貯金口座の取引経過を開示すべき義務を負うこと (前掲最高裁平成 21 年 1 月 22 日第一小法廷判決参照) などから預貯金債権の存否及びその額が争われる事態は多くなく、預貯金債権を細分化してもこれによりその価値が低下することはないと考えられる。このようなことから、預貯金は、預金者においても、確実かつ簡易に換価することができるという点で現金との差をそれほど意識させない財産であると受け止められているといえる。

47 大阪家審平 26.12.5 金商 1508 号 22 頁。

48 大阪高決平 27.3.24 金商 1508 号 21 頁。



共同相続の場合において、一般の分割債権が相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されるという理解を前提としながら、遺産分割手続の当事者の同意を得て預貯金債権を遺産分割の対象とするという運用が実務上広く行われてきているが、これも、以上のような事情を背景とするものであると解される。」

「普通預金債権及び通常貯金債権は、いずれも、1個の債権として同一性を保持しながら、常にその残高が変動し得るものである。そして、この理は、預金者が死亡した場合においても異ならないというべきである。すなわち、預金者が死亡することにより、普通預金債権及び通常貯金債権は共同相続人全員に帰属するに至るところ、その帰属の態様について検討すると、上記各債権は、口座において管理されており、預貯金契約上の地位を準共有する共同相続人が全員で預貯金契約を解約しない限り、同一性を保持しながら常にその残高が変動し得るものとして存在し、各共同相続人に確定額の債権として分割されることはないと解される。そして、相続開始時における各共同相続人の法定相続分相当額を算定することはできるが、預貯金契約が終了していない以上、その額は観念的なものにすぎないというべきである。預貯金債権が相続開始時の残高に基づいて当然に相続分に応じて分割され、その後口座に入金が行われるたびに、各共同相続人に分割されて帰属した既存の残高に、入金額を相続分に応じて分割した額を合算した預貯金債権が成立すると解することは、預貯金契約の当事者に煩雑な計算を強いるものであり、その合理的意思にも反するとすらいえよう。」

「定期貯金についても、定期郵便貯金と同様の趣旨で、契約上その分割払戻しが制限されているものと解される。そして、定期貯金の利率が通常貯金のそれよりも高いことは公知の事実であるところ、上記の制限は、預入期間内には払戻しをしないという条件と共に定期貯金の利率が高いこと的前提となっており、単なる特約ではなく定期貯金契約の要素というべきである。しかるに、定期貯金債権が相続により分割されると解すると、それに応じた利子を含めた債権額の計算が必要になる事態を生じかねず、定期貯金に係る事務の定型化、簡素化を図るという趣旨に反する。他方、仮に同債権が相続により分割されると解したとしても、同債権には上記の制限がある以上、共同相続人は共同して全額の払戻しを求めざるを得ず、単独でこれを行行使する余地はないのであるから、そのように解する意義は乏しい。」

「共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となるものと解するのが相当である。」

「以上説示するところに従い、最高裁平成15年（受）第670号同16年4月20日第三小法廷判決・裁判集民事214号13頁その他上記見解と異なる当裁判所の判例は、いずれも変更すべきである。」

本決定には、以下の補足意見および意見がある。

岡部喜代子裁判官の補足意見は、預金債権の共同相続に当たっては、相続人各別の権利行使は許されず、準共有状態が存続することから、多数意見の結論を預貯金債権に限って認める。最高裁が遺産分割の対象財産を広げてきた経緯、預貯金債権を遺産分割の対象とする妥当性・理論的可能性から、多数意見に賛成する。

大谷剛彦、小貫芳信、山崎敏充、小池裕、木澤克之裁判官の補足意見は、被相続人の預貯金を遺産分割前に払い戻す必要があるにもかかわらず、共同相続人全員の同意が得られない場合の不都合への対応として、仮分割の仮処分（家事事件手続法200条2項）等を活用すべきとする。

丸九かおる裁判官の補足意見は、預貯金債権が同一性を保持しながら常にその残高が変動するという特質から、①相続開始後に相続財産から生じた果実、②相続開始後に共同相続人が取得した相続財産にかかる代償財産、③相続開始時に当然に分割となった分割債権の弁済金が被相続人名義の預貯金口座に入金された場合も、遺産分割の対象となるとした。

木内道祥裁判官の補足意見は、債権は一般的に評価が困難であり、額面額をもって実価（評価額）とみることができない債権は、遺産分割の対象とならず、相続開始時に当然分割されるが、預貯金債権の場合は、支払の確実性、現金化の簡易性に照らし、額面額をもって実価（評価額）とみることができるとする。

大橋正春裁判官の意見は、分割債権を遺産分割において一切考慮しない実務（分割対象除外説）を批判し、分割債権を含めた相続開始時の全財産を基礎として各自の具体的相続分を算定し、可不足は代償金で調整すべきとする（分割時考慮説）。

### (3) 平成 28 年決定の検討

#### i 平成 28 年決定の視点

調査官によれば<sup>49</sup>、本決定は、普通預金契約を継続的、包括的な基本契約と個別の預入れや振込みの都度締結される個別契約より構成されると理解したものである。預貯金契約が終了していない以上、相続開始時の各共同相続人の法定相続分は観念的に過ぎず、確定額の債権として分割されることなく、準共有の状態にある。一方定期貯金債権は、払戻し制限が契約の要素である。したがって預金債権は分割債権ではないこととなり、遺産分割に共同相続人の合意は不要である。判例変更の対象は、預金債権を分割債権とした平成 16 年判決のみとなる。このように平成 28 年決定は、共同相続した普通預金債権、通常貯金債権および定期貯金債権以外の金銭債権について、分割債権とならないとするものではなかったが、その後最高裁は、定期預金債権および定期積金債権についても、平成 28 年決定を引用し、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないと判示した<sup>50</sup>。中間試案に照らすと、平成 28 年決定は、遺産分割決定が終了するまでの間は、原則相続人は単独で権利行使できないとする点で、乙案と結論を同じくする。ただし中間試案は分割債権の共同相続を対象としており、平成 28 年決定で準共有にあるとされた相続預金は、その射程外とも考えられる。

潮見教授によれば、本決定は、①遺産としてみた場合の金銭との同質性、②預貯金契約上の地位の継承としての側面、③個々の預貯金債権の内容・属性の 3 つの理由付けからなる。しかし①②③には異なるニュアンスが混在し、相互の関連や重要性についての説明はない<sup>51</sup>。

これらの視点のうち、①の金銭との同質性について本決定は、(a) 評価についての不確定要素が少ないこと、(b) 決済手段として利用されること、(c) 元本・利息の支払いが確実であること、(d) 払戻しが簡易であること、(e) 存否・額が争われる事態が多くないこと、(f) 細分化しても価値が低下しないこと、(g) 預金者の金銭との同質意識を挙げている。

しかし①については、以下の点で問題がある。第 1 に、自宅金庫やいわゆるタンス預金の形での現金が、相続財産に占める比率は高いとは言えず、相続財産において高い比率を占める預貯金債権の扱いを現金に照らして考える意義は乏しい。第 2 に、預貯金債権であっても、外貨建債権の場合は為替リスクが伴い、(a) にいう評価の安定性は認められない。本決定では、

49 齋藤・前掲注 (32) 79 頁。

50 最判平 29.4.6 金法 2064 号 4 頁。

51 潮見佳男 [判批] 金法 2058 号 18 頁。

争点となった預貯金債権の大半が外貨普通預金であったにもかかわらず、為替リスクについて考慮されなかった。もっとも預貯金債権の内容・属性が、通貨を除き同じ場合、円貨建てと外貨建てとで扱いを異にすべきでないだろう。第3に、(b)の決済手段としての利便性、払戻しの簡易性については、最高裁が共同相続にあたって分割債権とならないとした定額郵便貯金債権、定期貯金債権にはあてはまらず、最高裁の判断は必ずしも一貫しない。もっとも最高裁は、①において、共同相続した預金債権が分割債権となるか否かを問題にしたのではなく、あくまで遺産分割の対象に含めるべきか否かの観点から述べたにすぎないが。最高裁は、(a)～(g)を背景に、共同相続人の同意を得て預貯金債権を遺産分割の対象とする運用が広く行われているとしているが、実際は、相続財産における預貯金の割合が大きく、特別受益や寄与分を考慮した具体的相続分の決定に当たり、預貯金債権を遺産分割協議に加えないと不公平が生じること、遺産分割協議または全相続人の同意がなければ、預金の法定相続分の払戻しに金融機関が消極的であることが、預貯金債権を遺産分割協議の対象としている理由であろう。むしろ最高裁は、現実的妥当性を重視し、実務を是認する意図のもと、共同相続した預貯金債権を正面から遺産分割の対象と認めたのではないだろうか<sup>52</sup>。

過去最高裁は、既出最判平 22.10.8 民集 64 卷 7 号 1719 頁において、定額郵便貯金債権が相続開始と同時に相続分に応じて分割されないとする根拠として、相続により分割されるとすると、事務の定型化、簡素化の趣旨に反することを挙げた。平成 28 年決定では、普通預金債権について、相続分に応じて分割された後、口座に入金が行われるたびに入金額を相続分に応じて分割精算することは、預貯金契約の当事者に煩雑な計算を強いるとした。また定期貯金債権については、定額貯金債権同様、事務の定型化、簡素化の趣旨の趣旨から、分割債権であることを否定した。これらからは、債権の共同相続にあたり、分割債権となることで債務者に対し過大な負担をかける場合は、分割債権とすべきでないとの最高裁の意識が読み取れよう。

ところで平成 28 年決定においては、共同相続された預金債権の帰属について、元本部分と利息部分に分けた判断は下されていない。相続開始後に生じた利息債権については、本来遺産とは別個の資産であり、平成 17 年判決を類推適用すると、元本債権が相続人の準共有となって遺産分割の対象とされてもなお、利息債権は分割債権と解される。この点、鬼丸裁判官の補足意見は、相続開始後に相続財産に生じた果実が被相続人名義の預貯金口座に入力された場合は、遺産分割の対象とすべきとした。同補足意見は、相続開始後の利息債権を遺産と扱うに等しくなる点で、理論的な問題が残るものの、金融機関の便宜の観点からも、支持すべきである。

## ii 実務への影響

平成 28 年決定は、相続した預金債権は共同相続人の準共有となって分割債権とならないとしたため、一部の相続人からの払戻し請求に消極的であった金融実務からの評判は概ね良好である<sup>53</sup>。

その一方で、金融機関に生じる新たなリスクも指摘されている。すなわち従来は、相続人の

52 香月裕爾 [判批] 銀行法務 21 810 号 10 頁は、最高裁が金融実務を追認したとみる。

53 香月・前掲注 (52) 8 頁、圓藤至剛 [判批] 金法 2058 号 23 頁、久保井＝黒田＝細川＝藤永・前掲注 (36) 10 頁等。平松知実 [判批] 金法 2058 号 20 頁は、最判平 26.2.25 民集 68 卷 2 号 173 頁により、国債や投資信託の解約返戻金が普通預金に入金されて不分割債権とされる結果、1 つの預金に可分な部分と不可分な部分が混在する問題 (既出中間試案甲案への批判参照) が、平成 28 年決定により解決されたことを評価する。

単独請求に対する相続預金の一部払戻もみられたが、平成 28 年決定により、共同相続人全員が払戻しに同意しない限り、払戻金額の全額につき、二重払いリスクが生じることとなる<sup>54</sup>。また相続人の一部が行方不明の場合、従来は当人分を残しての払戻しもできたが、今後は失踪宣告や不在者財産管理人の選任を経るプロセスが必要となる。金融機関は、葬儀費用や被扶養者の当面の生活費について、人道的な見地より相続預金からの仮払いを行う場合があったが、平成 28 年決定により困難になったとの指摘もある<sup>55</sup>。

東京家裁家事 5 部では、平成 28 年決定を受けて、すべての預貯金を調停・審判で必ず遺産分割の対象とする方針を打ち出した。一方、貸金、賃料債権、不当利得・不法行為債権については、全相続人が合意すれば調停・審判で扱うこととなった。同部の基準では、遺産分割対象となるためには、①被相続人が相続開始時に所有し、②分割時に存在する、③未分割の、④積極財産という条件を満たす必要がある。これまで預金債権は、③の基準を満たしていなかったが、平成 28 年決定により当然に対象要件を満たすこととなった。これに対して賃料は、分割債権一般が相続人に当然に分割承継されるとした昭和 29 年判決を平成 28 年決定が変更していないことから、平成 17 年判決により③の要件を欠くため、共同相続人全員の同意がなければ、遺産分割の対象とされない<sup>56</sup>。

#### IV 金銭債権の相続一般への示唆 (Implication)

先の潮見教授が示した平成 28 年決定の視点のうち、①遺産としてみた場合の金銭との同質性、②預貯金契約上の地位の継承としての側面に照らし、平成 28 年決定が共同相続された不法行為にもとづく損害賠償債権、貸金債権、賃料債権、請負報酬債権に及ぶか、すなわちこれら債権が共同相続人の準共有となるかについて見ると、まずこれらの債権は、①の要素を満たさない。②については、消費貸借契約、賃貸借契約、請負契約が貸金債権、賃料債権、請負報酬債権に反映しているが、不法行為にもとづく損害賠償債権にはそのような関連性はない<sup>57</sup>。これらからは、不法行為にもとづく損害賠償債権は、相続人の準共有とならねばとすべきであろう。問題は、貸金債権、賃料債権、請負報酬債権等の契約にもとづく債権であるが、すでに述べたとおり、私見は①をあまり重視すべきでない<sup>58</sup>。これらの契約債権が相続人の準共有となるか否かは、②の他、潮見教授が示した平成 28 年決定のもう 1 つの視点である③個々の債権の内容・属性に照らし、判断すべきであろう。この点、木内裁判官の補足意見は、額面をもって実価（評価額）とみることができる債権は、遺産分割の対象とすべきとする。契約にもとづく債権は、契約上額面が確定するが、実価（評価額）と同視できるかどうかは、債務者の信用力の他、担保・保証による保全状況も加味して判断すべきであろう。

さらに個々の債権の内容・属性の観点からは、債権の共同相続にあたり、分割債権となることで債務者に対し過大な負担をかける場合は、遺産分割の対象とすべきであろう。

54 藤原彰吾 [判批] 金法 2058 号 4 頁、浅田隆 [判批] 金法 2058 号 16 頁。

55 浅田=平松=圓道・前掲注 (25) 16 頁。

56 片岡=山城=敷間=バヒスバラシ=田野倉=秋枝・前掲注 (37) 16 頁。

57 潮見・前掲注 (51) 19 頁。

58 西希代子 [判批] 法教 440 号 76 頁は、金銭との同質性の観点からは、存否・額に争いがある債権、迅速な回収が望まれる債権、価値が変動する債権は、相続人の準共有とすべきでないとする。



## V 結語 (Conclusion)

平成 28 年決定は、相続された預金債権が遺産分割の対象となることを明らかにしたが、賃料債権については、その特質に照らすと、以下のように考えることができよう。

第 1 に、鬼丸裁判官の補足意見は、相続後に相続財産から生じた果実が、被相続人名義の預貯金口座に入金された場合は、遺産分割の対象となるとしたが、これによれば、賃料の入金が被相続人名義の口座になされた場合は、共同相続人の準共有と解される<sup>59</sup>。平成 17 年判決では、相続され分割債権となった賃料債権は、預金口座に入金されて預金債権に転化した後も、分割債権のままであったが、平成 28 年決定により預金債権が共同相続人の準共有となったことにより、通常金融機関の振込により弁済を受ける賃料債権もまた、準共有とすべきである<sup>60</sup>。

第 2 に、共同相続した元物としての不動産の帰属と果実としての賃料債権の帰属は一致すべきであり、遺産分割の遡及効を制限的に解した既出最判昭 46.1.26 民集 25 卷 1 号 90 頁の趣旨からは、実態として遺産分割まで確定的に相続人が共有する不動産の果実である賃料もまた、遺産分割まで準共有状態にあると解すべきである。

第 3 に、賃貸借契約上の地位の継承の観点から、不可分債務である貸す債務の対価として、共同相続人が継承する賃料債権を分割債権とすることは、適当でない<sup>61</sup>。

第 4 に、賃料債権は、賃貸借契約によって額面が確定し、敷金や第三者による連帯保証により<sup>62</sup>、十分な保全が図られている場合が少なくないため、相続に伴い分割債権とする必要性は乏しい。

第 5 に、平成 28 年決定は、相続開始後の普通預金債権、定期貯金債権を分割債権とすると、債務者である金融機関に多大な負担がかかることを考慮したように読める。金融機関は、金融法務に精通したスタッフを擁しており、自らのリスクを最小化するための業務マニュアルを整備し、全社に周知徹底することが可能である。そのような金融機関であっても、二重払い等のリスクを回避するため、要保護性が認められる。賃貸借契約では、個人間の契約も少なくない。いわんや法令に関する知識に乏しい一個人としての賃借人に対して、誰が相続人でそれぞれにいくら賃料を支払えばよいかの判断を求めるのは、無理がある。

以上を総合すると、(a) 平成 28 年決定は、金銭債権が相続により分割債権となるとした昭和 29 年判決を変更するものではないこと、(b) 家庭裁判所の調停・審判実務において、相続人全員の合意がなければ、賃料債務は遺産分割の対象とされないことになったことを考慮しても、相続された賃料債権は、共同相続人の準共有として、遺産分割の対象とすべきと思われる。

59 浅田＝平松＝圓道・前掲注 (25) 19 頁。

60 理論上は、相続開始後被相続人の口座に入金された賃料分を遺産分割の対象とし、金融機関が相続開始の事実を知って被相続人の口座を閉鎖した後の賃料債権を分割債権とすることも可能である。しかし、金融機関の対応のタイミングによって遺産分割の対象となるかどうかが決まるのは、著しく法的安定性を欠くというべきである。

61 もっとも我妻栄『債権各論 中巻一』48 頁(岩波書店、1957)が指摘するとおり、不動産賃貸借が物権化し、賃料人の債務は目的物所有者なら誰でもほとんど履行できることを考えると、貸す債務と賃料債権の表裏一体性を過度に重視すべきではないだろう。

62 賃貸借契約においては、賃料の不払いにもとづく解除が信頼関係法理により制限され、また敷金が原状回復費用をも担保していることを考えると、敷金だけで賃料債権が十分に保全されるとはいえないが、第三者より連帯保証を受けることも多く、保全の程度は一般に低くないと思われる。



平成 28 年決定以前の法制審議会民法（相続関係）部会における審議では、分割債権を遺産分割の対象とする方向が示されたが、平成 28 年決定により、相続された預金債権が共同相続人の準共有として分割債権とされたことで、正面から分割債権の相続を討議する意義は低下した。過去の判例で相続によって分割債権になるとされた金銭債権について、立法により、共同相続人の合意なく遺産分割の対象とされる可能性は、高いとはいえない。しかし平成 28 年決定で預金債権が遺産分割の対象となることが明らかになった後も、依然として賃料債権は分割債権であるがゆえに遺産分割の対象とならないとするのは、妥当ではないだろう。

（なお本稿では、民法（相続関係）部会における平成 29 年 9 月以降の議論は反映されていないことを断っておく）

### 参考文献（Reference）

本文に挙げた文献の他、金銭債権の相続等に関するものとして、谷口=久貴『注釈民法（27）相続（2）相続の効果』4 頁 [右近]・同 291 頁 [潮見]（有斐閣、新版補訂版、2013）、米倉明「銀行預金債権を中心としてみた可分債権の共同相続」タートンヌマン 6 号 15 頁、川地宏行「共同相続における預金債権の帰属と払戻」法政論集 254 号 910 頁、熊谷則一「賃貸借契約と相続」ジュリ 1491 号 55 頁。

平成 28 年決定の評釈として、窪田充見・ジュリ 1503 号 58 頁、山下純司・法教 439 号 124 頁。

平成 17 年判決の評釈として、尾島茂樹・別冊ジュリ 225 号 130 頁、道垣内弘人・ジュリ 1313 号 90 頁、前田陽一・金商 1235 号 7 頁、山田創一・銀行法務 21 78 頁、福田誠治・法教判例セレクト 2005 26 頁、野村豊弘・金法 1780 号 22 頁、水野紀子・判時 1937 号 202 頁、野口恵三・NBL831 号 91 頁。